

施設利用条件書

1. 村役場が、指定した箇所以外では、営業してはならない。
2. 構築物を設置してはならない。
3. 他人の迷惑になることをしてはならない。
4. 無断で譲渡し、若しくは転貸してはならない。
5. 村役場の指示に従うこと。
6. 場所を問わず、一切の客引き行為を行わないこと。
7. 許可なく宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示しないこと。
8. ペットに類するものを建物内に持ち込まないこと。
9. 施設及び施設周辺の清掃・維持管理（ゴミ拾い、草刈等）を行うこと。
10. 利用開始後に、雇用者名簿に変更があった時は雇用者名簿を修正し提出すること。

※上記利用条件の違反が確認された場合には、
即日、使用許可を取り消すとともに強制撤去を命じます。